

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日起と翌日)  
(當日は休日とする)

## 鳥取県告示第五百九号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十三年六月一日

鳥取県知事 平林鴻

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
井本八千代	鳥薬第三七九号	昭和五十三年五月十七日

## 鳥取県告示第五百十号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十三年六月一日

鳥取県知事 平林鴻

三

昭和五十三年六月一日

鳥取県知事 平林鴻

三

鳥取県告示第五百十一号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、昭和五十三年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

昭和五十三年六月一日

鳥取県告示第五百十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員の住所に変更を生じた旨の届出があつたので、同法同条第十七項の規定により告示する。

事務所	前田	後田
変更前	東伯郡北条町大字国坂一四九八番地八	
変更後		東伯郡北条町大字国坂一四九三番地九

鳥取県告示第五百十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第一百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十三年六月一日

鳥取県知事  
平  
林  
鴻

土地改良事業の名称	工事完了年月日	届出者
福島地区農道舗装事業	昭和五十三年三月二十日	溝口町
宮原地区農道舗装事業	昭和五十三年三月二十日	
福居地区農業用用排水事業	昭和五十三年三月二十日	
二部地区農業用用排水事業	昭和五十三年三月二十日	
大滝地区農業用用排水事業	昭和五十三年三月二十日	
池田地区農業用用排水事業	昭和五十三年三月二十日	
福岡地区農業用用排水事業	昭和五十三年三月二十日	
母里田地区農業用用排水事業	昭和五十三年三月二十日	

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 烏

取

県

【定価一部一箇月八百円(送料を含む。)】